

公益社団法人青森県観光国際交流機構 会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下、「機構」という。）の定款第7条に定める正会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって機構の事業活動に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第7条に規定する会費は、「第1種会費」、「第2種会費」及び「第3種会費」の3種とする。

2 「第1種会費」、「第2種会費」及び「第3種会費」の負担区分は別表1のとおりとする。

3 「第1種会費」は、年額を原則1回払いで納入することとし、金額については総会において別に定める。

4 「第2種会費」は、年額を原則1回払いで納入することとし、金額については第2種会費基準表（別表2）による。

5 「第3種会費」は、年額を原則1回払いで納入することとし、金額については総会において別に定める。

6 事業年度の途中で入会した正会員のその事業年度の会費は、年会費を納入するものとし、月割はしない。

7 「第1種会費」及び「第2種会費」は、その合計額の85/100を公益目的事業の観光振興・青森県観光物産館管理運営事業に、15/100を管理部門（法人会計）に使用するものとする。

8 「第3種会費」は、公益目的事業の国際交流事業に使用するものとする。

(会費の納入)

第3条 機構に入会した正会員は、入会及び退会に関する規則第2条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費を機構所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員は、毎事業年度の会費を6月末日までに機構所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員から納入された会費については、直ちに会費台帳（別表3）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員の会費収入義務等)

第4条 正会員が事業年度の途中において退会するときは、その正会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 機構は、正会員が納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人青森県観光連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、公益社団法人青森県観光連盟と公益財団法人青森県国際交流協会が締結する合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

別表1 (第2条関係)

会費種別	納入する正会員
第1種会費	1 青森県 2 市町村 3 広域団体及び企業（観光関係、経済・産業関係、運輸・交通関係、報道機関、金融機関、上場企業）
第2種会費	1 市町村 2 第1種会費を納入する正会員以外の団体、企業、個人
第3種会費	1 市町村 2 公益目的事業の国際交流事業の推進に賛助しようとする団体、企業、個人

別表2 (第2条関係)

公益社団法人青森県観光国際交流機構 第2種会費 基準表

(単位:円)

区分	業種	算定基準				金額
		算定方法	基準額	加算額		
観光事業 関係	観光施設	基準額+加算額(営業収入)	60,000	営業収入4億円以上	240,000	300,000
				営業収入3億円以上4億円未満	180,000	240,000
				営業収入2億円以上3億円未満	120,000	180,000
				営業収入1億円以上2億円未満	60,000	120,000
				営業収入1億円未満	0	60,000
宿泊関係	地区組合		60,000			60,000
	宿泊施設	基準額+加算額(宿泊部屋数によるポイント換算)	60,000	県旅館組合員以外 部屋数ポイント100以上	20,000	80,000
				部屋数ポイント100未満	10,000	70,000
				県旅館組合員 部屋数ポイント100以上	10,000	70,000
部屋数ポイント100未満				0	60,000	
観光協会	青森市・弘前市・八戸市		60,000		60,000	120,000
	その他				60,000	
運輸交通 関係	バス	基準額+加算額(バス保有台数によるポイント換算)	60,000	バス台数ポイント200以上	180,000	240,000
				バス台数ポイント150以上200未満	120,000	180,000
				バス台数ポイント100以上150未満	60,000	120,000
				バス台数ポイント100未満	0	60,000
	フェリー	基準額+加算額(保有船舶トン数)	60,000	保有船舶1万t以上	10,000	70,000
				保有船舶1万t未満	0	60,000
	鉄道		60,000			60,000
	その他		60,000			60,000
市町村	青森市・弘前市・八戸市		60,000		180,000	240,000
	上記以外の市				60,000	120,000
	町村					60,000
その他	団体・企業・個人等		60,000			60,000

※宿泊施設の部屋数ポイント及び運輸交通関係のバス台数ポイントは理事長が別途定める。

別表3（第3条関係）

会 費 台 帳

正会員氏名	区 分	請求年月日	納入年月日	金 額	摘 要
	年度分	年 月 日	年 月 日	円	

（注）摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。